

# 島根県報

第一、四三二一號  
平成十四年十一月二十七日  
(金曜日)

政治資金規正法の規定に基づく指定の取消しの届出の  
あつた資金管理団体

正誤

平成十四年十一月二十九日付け島根県報第一、四二四（企業振興課）一九  
号中

## 告示

平成十四年度第四次自衛官募集

土地改良区の定款変更の認可

換地計画書の縦覧

保安林予定森林

解除予定保安林

漁業災害補償法に規定する加入区の設定

公有水面埋立ての免許

県立浜山公園の区域の変更

## 公 告

収去飼料の試験結果の概要

土地区画整理組合の解散の認可

開発行為に関する工事の完了

## 選管告示

政治資金規正法の規定に基づく設立の届出のあつた政  
治団体

政治資金規正法の規定に基づく異動事項の届出のあつ  
た政治団体

政治資金規正法の規定に基づく解散の届出のあつた政  
治団体

政治資金規正法の規定に基づく届出のあつた資金管理  
団体

政治資金規正法の規定に基づく届出のあつた資金管理  
団体

一八

一八

一六

一六

(消防防災課)	一
(農村整備課)	二
(森林整備課)	二
(漁業管理課)	二
(都市計画課)	一〇
(河川課)	一〇

## 告示

島根県告示第千八十六号

自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第百七十九号) 第百四十条及び第百十七条第一項並  
びに第百十八条の規定に基づき、平成十四年度第四次自衛官募集の募集期間、試験期日、  
試験場等を次のとおり告示する。

平成十四年十一月二十七日

島根県知事 澄田信義

## 示

一 採用する自衛官

男子 二等陸士・二等海士・二等空士 若干名

二 募集期間

平成十五年一月十七日(金)まで

三 試験期日

平成十五年一月二十四日(金)

四 試験場の位置及び名称

出雲市松寄下町一一四二の一

五 採用予定日

陸上自衛隊出雲駐屯地(電話〇八五三(二二)一〇四五)

六 その他

平成十五年三月下旬から四月上旬

一 応募資格

日本国籍を有し、採用予定月の一日現在十八歳以上二十七歳未満の男子

一八

## 二 試験科目

ア 筆記試験（国語・数学・社会・作文）

イ 口述試験

ウ 適性検査

エ 身体検査

三 この試験に関する問い合わせは、自衛隊島根地方連絡部（松江市学園一の一の一四

電話〇八五二（二二）〇〇一五）に連絡すること。

平成十四年十一月二十七日 島根県知事 澄田信義

## 島根県告示第千八十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、仁多郡仁

多町土地改良区の定款変更を平成十四年十一月十九日付けで認可した。

平成十四年十一月二十七日 島根県知事 澄田信義

島根県知事 澄田信義

## 島根県告示第千八十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、

県営土地改良事業に伴う下田地区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する

同法第八十七条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。  
なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間満了後十五日以内に、島根県知事に  
対して異議申立てをすることができる。

平成十四年十一月二十七日 島根県知事 澄田信義

## 島根県告示第千九十九号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）  
第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十四年十一月二十七日 島根県知事 澄田信義

## 都万村役場

## 島根県告示第千八十九号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第  
三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十四年十一月二十七日 島根県知事 澄田信義

## 一 保安林予定森林の所在場所

浜田市上府町イ二一九六の三（次の図に示す部分に限る。）

## 二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

## 三 指定施業要件

## (一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採ができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市  
町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び浜  
田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 三 縦覧の場所

平成十四年十一月二十七日から二十一日間

## 二 縦覧の期間

換地計画書

## 一 縦覧に供する書類の名称

## 三 縦覧の場所

平成十四年十一月二十七日から二十一日間

## 島根県知事 澄田信義

## 一 解除予定保安林の所在場所

安来市月坂町字乞喰谷七九二の二、字西ノ谷箕ヶ平七九三の二、七九三の三、七九三

の五

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

**島根県告示第千九十一号**

島根県告示第千九十一号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第二百五十八号）第一百五条第一項第二号ロに規定する区域（以下「加入区」という。）及び加入区ごとの漁業の区分を次のとおり定め、平成十五年一月六日から施行する。

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（昭和四十九年島根県告示第五百六十九号）は、廃止する。

この告示は、その共済責任期間の開始日が平成十五年一月六日以後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が平成十五年一月五日以前の日である共済契約については、なお従前の例による。

平成十四年十二月二十七日

島根県知事 澄田信義

漁業災害補償法第二百四十二条第一号に掲げる漁業

加入区の名称	加入区の区域	漁業の区分
美保関町	美保関町漁業協同組合の区域	1 まき網を使用していら以外をとることを目的とする漁業（以下「一般まき網漁業」という。）、船びき網を使用して行う漁業（以下「船びき網漁業」という。）一般まき網漁業と船びき網漁業を併せ営む漁業、定置漁業権に基づいて行う定置漁業（以下「大型定置漁業」という。）、共同漁業権内で行う定置漁業（以下「小型定置漁業」という。）及び
		2 総トン数（二隻以上の漁船を使用して行う場合にあっては、当該漁船の合計総トン数。以下同じ。）十トン以上二十トン未満の漁船により釣りによっていかをとることを目的とする漁業（以下「小型いか釣り漁業」という。）

- 大型定置漁業と小型定置漁業を併せ営む漁業
- 2 総トン数（二隻以上の漁船を使用して行う場合にあっては、当該漁船の合計総トン数。以下同じ。）十トン以上二十トン未満の漁船により釣りによっていかをとることを目的とする漁業（以下「小型いか釣り漁業」という。）
- 3 1及び2に掲げる漁業以外の漁業で美保関町大字森山の者が営む漁業
- 4 1及び2に掲げる漁業以外の漁業で美保関町大字福浦の者が営む漁業のうち、主として底びき網を使用して行う漁業
- 5 1及び2に掲げる漁業以外の漁業で美保関町大字福浦の者が営む漁業のうち、主として釣り、はえ繩又は刺し網によって行う漁業
- 6 1及び2に掲げる漁業以外の漁業で美保関町大字福浦の者が営む漁業のうち、4及び5に掲げる漁業以外の漁業
- 7 1及び2に掲げる漁業以外の漁業で美保関町大字美保関（通称才、輕尾、海崎、長浜を除く。）の者が営む漁業のうち主として底びき網を使用して行う漁業
- 8 1及び2に掲げる漁業以外の漁業で美保関町大字美保関（通称才、輕尾、海崎、長浜を除く。）の者が営む漁業のうち主として釣り、はえ繩又は刺し網によつて行う漁業
- 9 1及び2に掲げる漁業以外の漁業で美保関町大字美保関（通称才、輕尾、海崎、長浜を除く。）の者が営む漁業のうち7及び8に掲げる漁業以外の漁業

- 10 1及び2に掲げる漁業以外の漁業で美保関町大字美保関（通称才、輕尾）の者が営む漁業にうち、主として底びき網を使用して行う漁業
- 11 1及び2に掲げる漁業以外の漁業で美保関町大字美保関（通称才、輕尾）の者が営む漁業のうち、主として釣り、はえ繩又は刺し網によつて行う漁業
- 12 1及び2に掲げる漁業以外の漁業で美保関町大字美保関（通称才、輕尾）の者が営む漁業のうち、10及び11に掲げる漁業以外の漁業
- 13 1及び2に掲げる漁業以外の漁業で美保関町大字美保関（通称海崎、長浜）の者が営む漁業のうち、主として底びき網を使用して行う漁業
- 14 1及び2に掲げる漁業以外の漁業で美保関町大字美保関（通称海崎、長浜）の者が営む漁業のうち、主として釣り、はえ繩又は刺し網によつて行う漁業
- 15 1及び2に掲げる漁業以外の漁業で美保関町大字美保関（通称海崎、長浜）の者が営む漁業のうち、13及び14に掲げる漁業以外の漁業
- 16 1及び2に掲げる漁業以外の漁業で美保関町大字雲津の者が営む漁業
- 17 1及び2に掲げる漁業以外の漁業で美保関町大字諸喰字法田の者が営む漁業
- 18 1及び2に掲げる漁業以外の漁業で美保関町大字諸喰（通称諸喰）の者が営む漁業
- 19 1及び2に掲げる漁業以外の漁業で美保関町大字七類の者が営む漁業のうち、

二			
島根町			
島根町漁業協同組合の地区の区域			
5	1 大型定置漁業、小型定置漁業及び大型定置漁業と小型定置漁業を併せ営む漁業	21 1及び2に掲げる漁業以外の漁業で島根町大字野井の者が営む漁業	25 1及び2に掲げる漁業以外の漁業で美保関町大字北浦（通称稲積）の者が営む漁業
6	3 1に掲げる漁業以外の漁業で島根町大字野波（通称瀬崎）の者が営む漁業	26 1及び2に掲げる漁業以外の漁業で美保関町大字笠浦及び大字千酌の者が営む漁業	27 1及び2に掲げる漁業以外の漁業で島根町大字片江の者が営む漁業
7	4 1に掲げる漁業以外の漁業で島根町大字野波（通称瀬崎を除く。）の者が営む漁業	28 1及び2に掲げる漁業以外の漁業で美保関町大字七類の者が営む漁業のうち、主として釣り又ははえ繩により行う漁業	29 1及び2に掲げる漁業以外の漁業で美保関町大字七類の者が営む漁業のうち、総トン数三トン未満の漁船により、主として釣り又ははえ繩により行う漁業
8	9 1に掲げる漁業以外の漁業で島根町大字七類の者が営む漁業のうち、主として底びき網を使用して行う漁業	30 1及び2に掲げる漁業以外の漁業で美保関町大字七類の者が営む漁業のうち、総トン数三トン未満の漁船により、主として釣り又ははえ繩により行う漁業	31 1及び2に掲げる漁業以外の漁業で美保関町大字七類の者が営む漁業のうち、主として釣り又ははえ繩により行う漁業

		三	
	惠曇・御津		
	惠曇漁業協同組合及び御津漁業協同組合の地区の区域		
6 1に掲げる漁業以外の漁業で島根町大字大芦の者が営む漁業	1 一般まき網漁業 2 かごを使用してかにをとることを目的とする漁業（以下「かにかご漁業」という。） 3 小型いか釣り漁業及び総トン数二十トン未満の漁船により底びき網を使用して行う漁業（以下「中・小型底びき網漁業」という。） 4 総トン数百トン以上の漁船により底びき網を使用して行う漁業（以下「沖合底びき網漁業」という。） 5 大型定置漁業、小型定置漁業及び大型定置漁業と小型定置漁業を併せ営む漁業 6 1から5までに掲げる漁業以外の漁業で御津漁業協同組合の組合員が営む漁業 7 1から5までに掲げる漁業以外の漁業で惠曇漁業協同組合の組合員が営む漁業のうち、総トン数五トン以上の漁船により、主として釣り又ははえ縄により行う漁業 8 1から5までに掲げる漁業以外の漁業で惠曇漁業協同組合の組合員が営む漁業のうち、総トン数五トン以上の漁船により、主として7に掲げる漁業以外により行う漁業 9 1から5までに掲げる漁業以外の漁業で惠曇漁業協同組合の組合員が営む漁業	1 一般まき網漁業 2 かごを使用してかにをとることを目的とする漁業（以下「かにかご漁業」という。） 3 小型いか釣り漁業及び総トン数二十トン未満の漁船により底びき網を使用して行う漁業（以下「中・小型底びき網漁業」という。） 4 総トン数百トン以上の漁船により底びき網を使用して行う漁業（以下「沖合底びき網漁業」という。） 5 大型定置漁業、小型定置漁業及び大型定置漁業と小型定置漁業を併せ営む漁業 6 1から5までに掲げる漁業以外の漁業で御津漁業協同組合の組合員が営む漁業 7 1から5までに掲げる漁業以外の漁業で惠曇漁業協同組合の組合員が営む漁業のうち、総トン数五トン以上の漁船により、主として釣り又ははえ縄により行う漁業 8 1から5までに掲げる漁業以外の漁業で惠曇漁業協同組合の組合員が営む漁業のうち、総トン数五トン以上の漁船により、主として7に掲げる漁業以外により行う漁業 9 1から5までに掲げる漁業以外の漁業で惠曇漁業協同組合の組合員が営む漁業	字多古（通所多古）の者が営む漁業 1に掲げる漁業以外の漁業で島根町大字大芦の者が営む漁業 1に掲げる漁業以外の漁業で松江市秋字大芦の者が営む漁業
		四	
	平田市	松江市	
	平田市漁業協同組合の地区の区域		
1 大型定置漁業、小型定置漁業及び大型定置漁業と小型定置漁業を併せ営む漁業 2 1に掲げる漁業以外の漁業で松江市秋鹿町の者が営む漁業	1 中・小型底びき網漁業、まき網を使用してしいらをとることを目的とする漁業（以下「しいらまき網漁業」という。）、かごを使用してばいをとることを目的とする漁業（以下「ばいかご漁業」という。）、中・小型底びき網漁業とばいかご漁業を併せ営む漁業 2 大型定置漁業、小型定置漁業及び大型定置漁業と小型定置漁業を併せ営む漁業 3 1及び2に掲げる漁業以外の漁業で平田市小伊津町の者が営む漁業 4 1及び2に掲げる漁業以外の漁業で平田市地合町の者が営む漁業 5 1及び2に掲げる漁業以外の漁業で平田市坂浦町の者が営む漁業 6 1及び2に掲げる漁業以外の漁業で平田市三津町の者が営む漁業 7 1及び2に掲げる漁業以外の漁業で平田市美保町の者が営む漁業 8 1及び2に掲げる漁業以外の漁業で平	のうち、総トン数五トン未満の漁船により行う漁業	

七		六	
大田市		大社町・湖陵町・多伎町	
大田市漁業協同組合の区域	<p>1 中・小型底びき網漁業、しいらまき網漁業、ばいかご漁業、中・小型底びき網漁業といらまき網漁業を併せ営む漁業及び中・小型底びき網漁業とばいかご漁業を併せ営む漁業</p> <p>2 小型定置漁業</p> <p>3 かごによりあなたをとることを目的とする漁業（以下「あなたかご漁業」といいう。）</p>	<p>1 中・小型底びき網漁業、しいらまき網漁業、大型定置漁業、小型定置漁業及び大型定置漁業と小型定置漁業を併せ営む漁業</p> <p>2 1に掲げる漁業以外の漁業で大社町大字鵜崎及び大字鷺浦の者が営む漁業</p> <p>3 1に掲げる漁業以外の漁業で大社町大字宇竜の者が営む漁業</p> <p>4 1に掲げる漁業以外の漁業で大社町大字日御崎の者が営む漁業</p> <p>5 1に掲げる漁業以外の漁業で大社町大字杵築北、大字杵築西、大字杵築南、大字修理免及び出雲市外園町の者が営む漁業</p> <p>6 1に掲げる漁業以外の漁業で多伎町漁業協同組合の組合員が営む漁業</p>	<p>1 及び2に掲げる漁業以外の漁業で平田市釜浦町の者が営む漁業</p> <p>2 1及び2に掲げる漁業以外の漁業で平田市十六島町、小津町、奥宇賀町、河下町及び猪目町の者が営む漁業</p>
田市塩津町の者が営む漁業		田市塩津町の者が営む漁業	

十	九	八	
仁摩町	五十猛	和江	
仁摩町漁業協同組合の地区の区域	五十猛漁業協同組合の地区的区域	和江漁業協同組合の地区のうち大田市静間町の区域	<p>4 1から3までに掲げる漁業以外の漁業で大田市朝山町の者が営む漁業</p> <p>5 1から3までに掲げる漁業以外の漁業で大田市波根町の者が営む漁業</p> <p>6 1から3までに掲げる漁業以外の漁業で大田市久手町（通称柳瀬）の者が営む漁業</p> <p>7 1から3までに掲げる漁業以外の漁業で大田市久手町（通称柳瀬を除く。）の者が営む漁業</p> <p>8 1から3までに掲げる漁業以外の漁業で大田市鳥井町鳥井の者が営む漁業</p> <p>9 中・小型底びき網漁業、しいらまき網漁業、ばいかご漁業、小型定置漁業、中・小型底びき網漁業としいらまき網漁業及び中・小型底びき網漁業とばいかご漁業を併せ営む漁業</p> <p>10 あなごかご漁業</p> <p>11 及び2に掲げる漁業以外の漁業</p> <p>12 あなごかご漁業</p> <p>13 1及び2に掲げる漁業以外の漁業</p>
仁摩町漁業協同組合の地区	仁摩町漁業協同組合の地区	仁摩町漁業協同組合の地区	<p>1 中・小型底びき網漁業、しいらまき網漁業、ばいかご漁業、一般まき網漁業、小型定置漁業、中・小型底びき網漁業としいらまき網漁業を併せ営む漁業</p> <p>2 あなごかご漁業</p> <p>3 1及び2に掲げる漁業以外の漁業</p>



- 16 1から5までに掲げる漁業以外の漁業  
で浜田市長浜町及び日脚町の者が営む漁業  
のうち、総トン数三トン以上の漁船に  
より、主としていかをとることを目的と  
する漁業
- 17 1から5までに掲げる漁業以外の漁業  
で浜田市長浜町及び日脚町の者が営む漁業  
のうち、総トン数三トン未満の漁船に  
より、主として釣り又ははえ縄により行  
う漁業
- 18 1から5までに掲げる漁業以外の漁業  
で浜田市長浜町及び日脚町の者が営む漁業  
のうち、16及び17に掲げる漁業以外の  
漁業
- 19 1から5までに掲げる漁業以外の漁業  
で浜田市熱田町及び日脚町の者が営む漁業  
のうち、総トン数三トン以上の漁船により、主と  
していかをとることを目的とする漁業
- 20 1から5までに掲げる漁業以外の漁業  
で浜田市熱田町の者が営む漁業のうち、  
総トン数三トン以上の漁船により、主と  
して釣り又ははえ縄により行う漁業
- 21 1から5までに掲げる漁業以外の漁業  
で浜田市熱田町の者が営む漁業のうち、  
19及び20に掲げる漁業以外の漁業
- 22 1から5までに掲げる漁業以外の漁業  
で浜田市津摩町、治和町、折井町及び西  
村町の者が営む漁業のうち、総トン数五  
トン以上の漁船により行う漁業
- 23 1から5までに掲げる漁業以外の漁業  
で浜田市津摩町、治和町、折井町及び西  
村町の者が営む漁業のうち、総トン数五  
トン未満の漁船により行う漁業

十五

十四

三隅町

三隅町漁業協  
同組合の地区  
の区域

益田市

同組合の地区  
益田市漁業協2 1 一般まき網漁業  
大型定置漁業、小型定置漁業及び大型

- 1 大型定置漁業、小型定置漁業及び大型  
定置漁業と小型定置漁業を併せ営む漁業
- 2 1に掲げる漁業以外の漁業で三隅町大  
字西河内の者が営む漁業
- 3 1に掲げる漁業以外の漁業で三隅町大  
字吉市場の者が営む漁業
- 4 1に掲げる漁業以外の漁業で三隅町大  
字湊浦の者が営む漁業のうち、総トン数  
三トン以上の漁船により、主としていか  
をとることを目的とする漁業
- 5 1に掲げる漁業以外の漁業で三隅町大  
字湊浦の者が営む漁業のうち、総トン数  
三トン未満の漁船により、主としていか  
をとることを目的とする漁業
- 6 1に掲げる漁業以外の漁業で三隅町大  
字湊浦の者が営む漁業のうち、4及び5  
に掲げる漁業以外の漁業
- 7 1に掲げる漁業以外の漁業で三隅町大  
字折居の者が営む漁業
- 8 1に掲げる漁業以外の漁業で三隅町大  
字岡見の者が営む漁業のうち、総トン数  
三トン以上の漁船により、主としていか  
をとることを目的とする漁業
- 9 1に掲げる漁業以外の漁業で三隅町大  
字岡見の者が営む漁業のうち、総トン数  
三トン未満の漁船により、主としていか  
をとることを目的とする漁業
- 10 1に掲げる漁業以外の漁業で三隅町大  
字岡見の者が営む漁業のうち、8及び9  
に掲げる漁業以外の漁業

十八		十七	十六		
布施村	村 五箇村・都万	中村 五箇村・都万			の区域
同組合の地区 布施村漁業協同組合の地区	区域 五箇村漁業協同組合及び都万村漁業協同組合の地区の区域	中村漁業協同組合の地区の区域 五箇村漁業協定置漁業と小型定置漁業を併せ営む漁業	2 1 1に掲げる漁業以外の漁業	5 1及び2に掲げる漁業以外の漁業で益田市飯浦町、戸田町、小浜町及び喜阿弥町の者が営む漁業	3 1及び2に掲げる漁業以外の漁業で益田市津田町、土田町、遠田町、西平原町及び木部町の者が営む漁業
1 定置漁業と小型定置漁業を併せ営む漁業、小型定置漁業及び大型定置漁業と小型いかづり漁業で西郷町大字那久、大字油井及び大字蔵田の者が営む漁業	6 1及び2に掲げる漁業以外の漁業で都萬村大字蛸木の者が営む漁業	1 大型定置漁業、小型定置漁業及び大型定置漁業と小型いかづり漁業で西郷町大字那久、大字油井及び大字蔵田の者が営む漁業	4 1及び2に掲げる漁業以外の漁業で益田市（津田町、土田町、遠田町、西平原町、木部町、飯浦町、戸田町、小浜町及び喜阿弥町を除く。）の者が営む漁業	4 1及び2に掲げる漁業以外の漁業で益田市津田町、土田町、遠田町、西平原町及び木部町の者が営む漁業	
十九					定置漁業と小型定置漁業を併せ営む漁業
二十	浦郷				
西郷漁業協同組合の地区の区域 浦郷漁業協同組合の地区的区域					の区域
4 業 4 一般まき網漁業 3 小型定置漁業、ばいいかご漁業、かにかご漁業及びばいいかご漁業とかにかご漁業を併せ営む漁業 3 小型いか釣り漁業 2 総トン数二十トン以上の漁船により釣りによつていかをとることを目的とする漁業（以下「大・中型いか釣り漁業」という。）	1 1に掲げる漁業以外の漁業 2 1から4までに掲げる漁業以外の漁業で西郷町大字大久及び大字犬来の者が営む漁業 3 1から4までに掲げる漁業以外の漁業で西郷町大字西田及び大字有木の者が営む漁業 4 1から4までに掲げる漁業以外の漁業で西郷町大字今津の者が営む漁業 5 1から4までに掲げる漁業以外の漁業で西郷町大字加茂の者が営む漁業	1 一般まき網漁業、かにかご漁業、大型定置漁業、小型定置漁業及び大型定置漁業と小型定置漁業を併せ営む漁業 2 ばいかご漁業 3 大・中型いか釣り漁業及び大・中型いか釣り漁業とかにかご漁業を併せ営む漁業	2 1に掲げる漁業以外の漁業 1 一般まき網漁業 2 小型定置漁業、ばいいかご漁業、かにかご漁業及びばいいかご漁業とかにかご漁業を併せ営む漁業 3 小型いか釣り漁業 4 総トン数二十トン以上の漁船により釣りによつていかをとることを目的とする漁業（以下「大・中型いか釣り漁業」という。）	2 1に掲げる漁業以外の漁業 1 一般まき網漁業 2 小型定置漁業、ばいいかご漁業、かにかご漁業及びばいいかご漁業とかにかご漁業を併せ営む漁業 3 小型いか釣り漁業 4 総トン数二十トン以上の漁船により釣りによつていかをとることを目的とする漁業（以下「大・中型いか釣り漁業」という。）	

二十一	海士町	海士町漁業協同組合の地区の区域	1 大型定置漁業、小型定置漁業及び大型定置漁業と小型定置漁業を併せ営む漁業 2 1に掲げる漁業以外の漁業で海士町大字豊田の者が営む漁業 3 1に掲げる漁業以外の漁業で海士町大字海士（通称字北分を除く。）の者が営む漁業 4 1に掲げる漁業以外の漁業で海士町大字海士（通称字北分）の者が営む漁業 5 1に掲げる漁業以外の漁業で海士町大字宇受賀の者が営む漁業 6 1に掲げる漁業以外の漁業で海士町大字菱浦の者が営む漁業 7 1に掲げる漁業以外の漁業で海士町大字知々井の者が営む漁業 8 1に掲げる漁業以外の漁業で海士町大字御波の者が営む漁業 9 1に掲げる漁業以外の漁業で海士町大字崎の者が営む漁業 2 1に掲げる漁業以外の漁業	5 1から4までに掲げる漁業以外の漁業で西ノ島町大字美田及び大字浦郷の者が営む漁業 6 1から4までに掲げる漁業以外の漁業で西ノ島町大字宇賀及び大字別府の者が営む漁業
二十二	知夫村	知夫村漁業協同組合の地区の区域		

公有水面埋立て（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面埋立てを免許したので、同法第十一条の規定により告示する。

平成十四年十一月二十七日

島根県知事 澄田信義

一 免許年月日  
平成十四年十一月十七日

二 免許受人  
島根県知事 澄田信義

三 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

1 埋立区域

(一) 位置

八束郡美保関町大字美保関一四八〇番三に接する県道の地先から同大字一四八〇番五に接する国有海浜地の地先までの公有水面

(二) 区域

次の①の地点から⑬の地点までを順次に直線で結んだ線、⑬の地点と⑭の地点を結ぶ公有水面と陸地との境界線（平成六年三月十一日付け島根県告示第一五一号により認証された美保関町地籍調査の成果による）及び①の地点と⑭の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

①の地点 島根県美保関町美保関港東防波堤灯台（北緯三五度三三分二二秒、東経一三三度一八分四四秒）から二五〇度三一分一四秒、三〇四・四五メートル

ルの地点

②の地点 ①の地点から二七五度三四分〇七秒、一二・〇七メートルの地点  
③の地点 ②の地点から二四七度二九分四九秒、一六・三七メートルの地点  
④の地点 ③の地点から二五一度五七分五一秒、九・一九メートルの地点  
⑤の地点 ④の地点から二五五度一六分二一秒、四・二〇メートルの地点  
⑥の地点 ⑤の地点から二六一度二八分五五秒、一七・五四メートルの地点  
⑦の地点 ⑥の地点から二六五度〇一分〇五秒、一四・三〇メートルの地点  
⑧の地点 ⑦の地点から二六五度五七分〇〇秒、一・六九メートルの地点  
⑨の地点 ⑧の地点から一七五度五七分〇〇秒、一・一六メートルの地点

## (三) 面積

- ⑩の地点 ⑨の地点から二六五度五七分〇〇秒、一四・六〇メートルの地点  
 ⑪の地点 ⑩の地点から一七五度五七分〇〇秒、一・二九メートルの地点  
 ⑫の地点 ⑪の地点から二六五度五七分〇〇秒、一〇・八三メートルの地点  
 ⑬の地点 ⑫の地点から二八五度四分三一秒、一・二九メートルの地点  
 ⑭の地点 ⑬の地点から七三度四分〇七秒、九八・一四メートルの地点
- (二) 面積
- 一、〇六六・〇八平方メートル
- 2 埋立てに關する工事の施行区域
- (一) 位置
- 八束郡美保関町大字美保関一四八〇番三及び同大字一四八〇番七に接する県道、  
 同大字一四八〇番五並びに一四八〇番五に接する国有海浜地の地内並びにその地先  
 公有水面
- (二) 区域
- 次の地点を順次直線で結んだ線及びⒶの地点とⒷの地点とを直線で結んだ線によ  
 り囲まれた区域
- Ⓐの地点 島根県美保関町美保関港東防波堤灯台（北緯三五度三分二一秒、東經  
 一三三度一八分四四秒）から二四一度〇三分五四秒、二五一・五〇メート  
 ルの地点
- Ⓑの地点 Ⓐの地点から二四七度二九分四九秒、一〇一・七五メートルの地点  
 Ⓑの地点 Ⓐの地点から二六五度〇一分〇五秒、八三・六八メートルの地点  
 Ⓒの地点 Ⓑの地点から三五三度一九分三六秒、六五・一三メートルの地点  
 Ⓓの地点 Ⓒの地点から八一度三三分二秒、一八・五一メートルの地点  
 Ⓔの地点 Ⓓの地点から八〇度四五分〇〇秒、二〇・〇一メートルの地点  
 Ⓕの地点 Ⓔの地点から八一度四〇分〇六秒、一九・八三メートルの地点  
 Ⓖの地点 Ⓕの地点から七九度二四分一一秒、一九・五一メートルの地点  
 Ⓗの地点 Ⓖの地点から七〇度一九分〇七秒、七・九八メートルの地点  
 Ⓘの地点 Ⓗの地点から六五度〇七分五三秒、一一・四〇メートルの地点  
 Ⓙの地点 Ⓘの地点から六四度一分五二秒、六一・三八メートルの地点

## 島根県告示第千九十三号

島立浜山公園の区域を次のとおり変更するので、島根県立都市公園条例（昭和四十九年  
 島根県条例第四十五号）第十二条の二の規定により告示する。

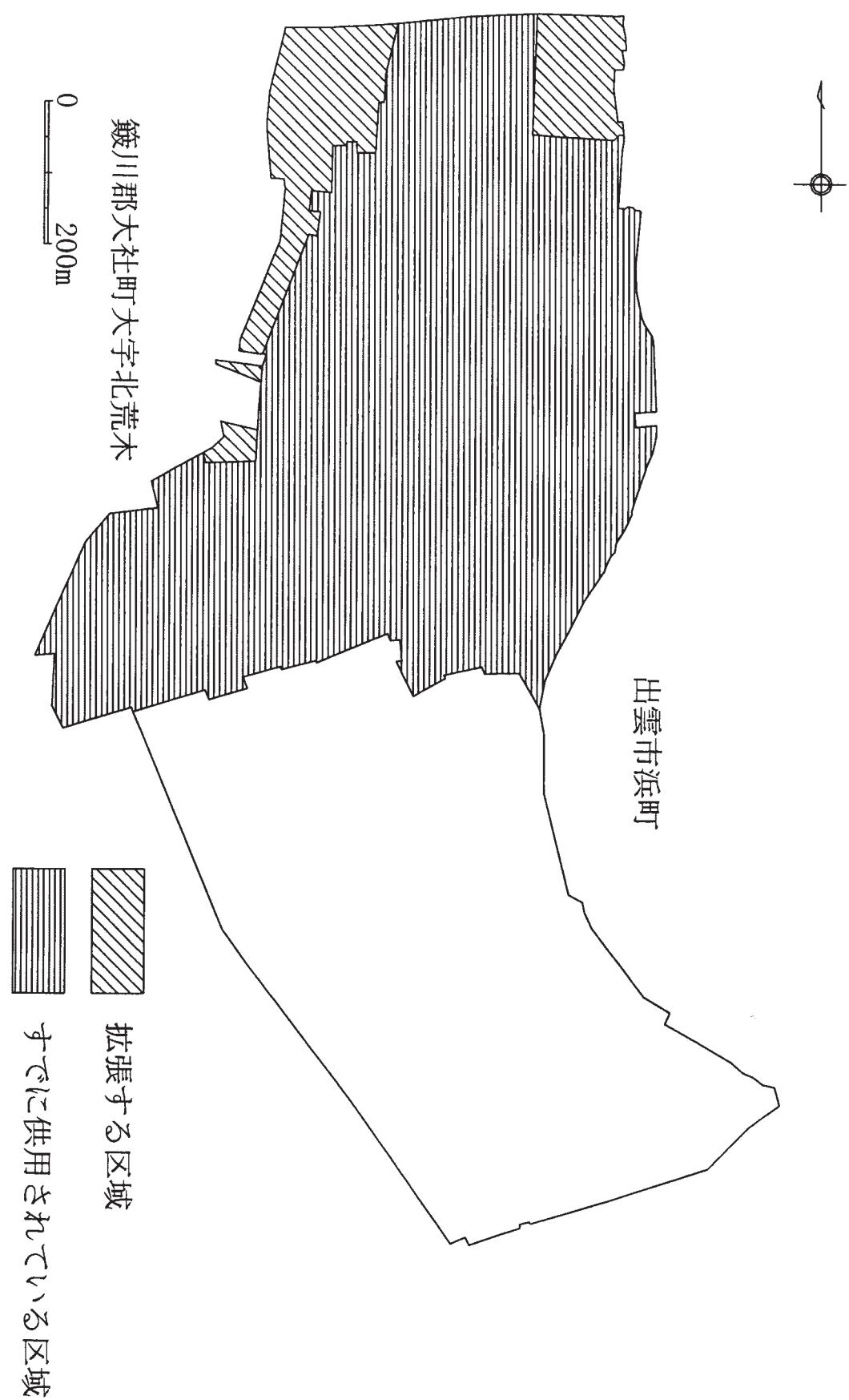
平成十四年十一月二十七日

島根県知事 澄田信義

- 一 変更する区域  
 次の図の斜線の部分を拡張する。  
 二 變更に係る区域の供用開始日

平成十五年一月四日

- 四 埋立ての用途  
 道路用地及び漁港施設用地
- 一一、九七一・五一平方メートル



## 公 告

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第二十一条第七項の規定に基づき、平成十四年十月に検査した収去飼料の試験結果の概要を次のとおり公表する。

平成十四年十一月二十七日

島根県知事 澄田信義

## 安全性に関する検査（平成一四年一〇月検査）

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料又は飼料添加物の区分	飼料又は飼料添加物の名称	年(輸入)月(製造)	試験項目	違反の有無及び違反の内容
新生飼料(株) 山陰工場 島根県大田市	島根県大田市酪農業協同組合	島根県東酪農業協同組合	乳用牛飼育用配合飼料	ドライアシスト		
同上	大田市酪農業協同組合	島根県東酪農業協同組合	乳用牛飼育用配合飼料	ドライアシスト		
牛用混合飼料	若齢牛育成用配合飼料	若齢牛育成用配合飼料	乳用牛飼育用配合飼料	ドライアシスト		
アミノビーフ	ニューラクビーフ前期	全酪育成前期	全酪育成後期	ドライアシスト		
一四・一〇	一四・九	一四・九	一四・九	ドライアシスト		
動物性飼料—肉骨粉	動物性飼料—肉骨粉	動物性飼料—肉骨粉	動物性飼料—肉骨粉	ドライアシスト		
無	無	無	無	ドライアシスト		

栄養成分に関する検査(平成一四年一〇月検査)

注 飼料の名称欄中「規」は、法第四条第一項に基づく規格適合飼料であることを示す。

同右	同右	同右	全国酪農業協同組合連合会 関西飼料工場 兵庫県神戸市	同右	岡山笠岡工場 岡山県笠岡市	製造事業場等の名称及び所在地	同右
同右	同右	同右	島根県東酪農業協同組合 組合	同右	(有)飯塚豊市 商店	収去場所	同右
全酪育成前期	全酪育成後期	ト ス ー パ ー セ レ ク	ド ラ イ ア シ ス ト	オ 子 牛 育 成	オ ー ル イ ン ワン	飼料の名称	その他の混合飼料
一四・九	一四・九	一四・九	一四・九	一四・九	一四・九	年(輸入)月(製造)	アミノフィード
一八・一	一六・五	一八・四	一九・九	一五・一	一四・一	粗蛋白質	一四・一〇
三・一	二・九	三・二	二・九	二・八	三・〇	粗脂肪	動物性飼料—肉骨粉
六・八	七・七	五・四	三・八	六・九	六・七	粗纖維	
六・四	七・三	五・四	三・七	七・六	七・四	粗灰分	
○・九一	一・〇八	○・八八	○・一五	一・五七	一・五一	ウカムルシ	
○・五七	○・六九	○・五三	○・四三	○・四三	○・四二	りん	
						窒素基性揮発性	
						水溶性	
						率(ペントン消化)	
						T D N	
						M E	
						の検査	
						内違反の容	
							無

同右	同右	同右	全国酪農業協同組合連合会 関西飼料工場 兵庫県神戸市	同右	岡山笠岡工場 岡山県笠岡市	製造事業場等の名称及び所在地	同右
同右	同右	同右	島根県東酪農業協同組合 組合	同右	(有)飯塚豊市 商店	収去場所	同右
全酪育成前期	全酪育成後期	ト ス ー パ ー セ レ ク	ド ラ イ ア シ ス ト	オ 子 牛 育 成	オ ー ル イ ン ワン	飼料の名称	その他の混合飼料
一四・九	一四・九	一四・九	一四・九	一四・九	一四・九	年(輸入)月(製造)	アミノフィード
一八・一	一六・五	一八・四	一九・九	一五・一	一四・一	粗蛋白質	一四・一〇
三・一	二・九	三・二	二・九	二・八	三・〇	粗脂肪	動物性飼料—肉骨粉
六・八	七・七	五・四	三・八	六・九	六・七	粗纖維	
六・四	七・三	五・四	三・七	七・六	七・四	粗灰分	
○・九一	一・〇八	○・八八	○・一五	一・五七	一・五一	ウカムルシ	
○・五七	○・六九	○・五三	○・四三	○・四三	○・四二	りん	
						窒素基性揮発性	
						水溶性	
						率(ペントン消化)	
						T D N	
						M E	
						の検査	
						内違反の容	

注一 飼料の名称の欄中「規」は、法第四条第一項に基づく規格適合表示飼料であることを示す。

注  
（単位）パーセント

一  
二)  
開發又或

島根県知事 澄田信義

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第四十五条第二項の規定により、次の土地区画整理組合の解散を認可したので、同条第五項の規定により公告する。

平成十四年十一月二十七日

島根県知事 澄田信義

# 一 土地区画整理組合の名称

## 二 事務所の所在地

浜田市長浜町一五〇三番地

三 解散認可の年月日

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第

三十六条第三項の規定により公告する。

平成十四年十二月二十七日

## 選挙管理委員会告示

### 島根県選挙管理委員会告示第四十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定に基づき設立の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

平成十四年十二月二十七日

島根県選挙管理委員会委員長 津田和美

#### 一 その他の政治団体

名 称		代表者の氏名		会計責任者 の氏名		主たる事務所の所在地		名 称		代表者の氏名	
板倉一郎後援会	かたやま久美後援会	永島 武夫	三浦 美穂	三明 章男	瀬尾 良基	田原 操	錦織 明吉	寺迫 修吾	吉田千昭後援会	荒木かつみ後援会	佐々木恵二後援会益田支部
板倉一郎		齋藤 宏史	安達 幸正	鎌田 忠喜	荒木 秀樹	清水 勝	長谷川 進	次藤 満	那賀郡三隅町大字岡見	平田市河下町一二五三	大田市久手町刺鹿一九
板倉一郎後援会		七一 一 中国電力ユ ニ オン出雲電力所支 部	出雲市渡橋町一一 一 八東郡東出雲町大字下 意東一五九三一一三	五 一 四 七	浜田市生湯町一六三	浜田市久代町一〇二五	五一 一	三四〇一一	江津まちづくり夢づくりの 会	多々納つよと後援会（育川 会）	幸世会

### 島根県選挙管理委員会告示第四十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定に基づき異動事項の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

平成十四年十二月二十七日

島根県選挙管理委員会委員長 津田和美

#### 一 政党

名 称	異動事項	新		旧	
		異動	内 容	異動	内 容
自由民主党出雲支部	主たる事務所の所在地	出雲市姫原一一八一 一		出雲市姫原町五六一 一	

松原義生後援会	秋好実	川本昭二	益田市下本郷町六九一	南波いわお後援会	筑後昭治	南波いわお	松江市上東川津町一七
幸世会				江津まちづくり夢づくりの 会	多々納つよと後援会（育川 会）	多々納	別所敏雄
				岩田拓郎後援会	小立博巳後援会	剛人	吉木利夫
				足立 鎮雄	森山 良一	太田 一夫	太田 一夫
				足立 勝利	柳原 憲昭	江津市二宮町神主イ一 〇五六	江津市武志町七五五 一
						能義郡広瀬町下山佐四 一一六	大原郡大東町下阿用一 三〇一
							松江市上乃木四一一 一

田中八洲男後援会		澤田隆之後援会		牛尾尚義後援会		名 称		二 その他の政治団体		自由民主党都万村支部		自由民主党島根県支部		Pガス支部		自由民主党島根県益田市・美濃郡第二支部		自由民主党温泉津支部		主たる事務所の所在地	
会計責任者	代表者	会計責任者	代表者	代 表 者	代 表 者	異動事項	異 動	会計責任者	代 表 者	主たる事務所の所在地	代 表 者	会計責任者	立 林 勇 郎	山 根 照 信	福 田 晃	高 村 順 幸	福 田 晃	和 田 卓 也	福 田 晃	高 村 順 幸	隠岐郡都万村大字都万
篠原 克明	中野 伝	星野 賢子	飯塚 慶一	新	安田 秀孝	寺脇 茂	大字小浜イ一八一二	安野 次朗	安野 次朗	適摩郡温泉津町温泉津	立 林 勇 郎	山 根 照 信	福 田 晃	高 村 順 幸	福 田 晃	和 田 卓 也	福 田 晃	高 村 順 幸	隠岐郡都万村大字都万		
兼子 哲彦	大谷 嘉孝	洲濱 貞昭	吉田 武夫	旧	宮能 壮充	森崎 定弘	○字福光ハ一六二一一七	安野 実	安野 実	適摩郡温泉津町福波大	立 林 勇 郎	山 根 照 信	福 田 晃	高 村 順 幸	福 田 晃	和 田 卓 也	福 田 晃	高 村 順 幸	隠岐郡都万村大字都万		

さとう京子後援会 夢わかちあう会	吉岡勝三後援会	山本清澄後援会	宗内佳鳳後援会	こむろ寿明を支持する会	桂善夫後援会	日本薬業政治連盟島根県支部	勝部加代後援会	景山源栄後援会
所の所在地 主たる事務	代表者	代表者	会計責任者	代表者	会計責任者	会計責任者	代表者	会計責任者
平田市国富町二五五	岩田 宗雄	中村 宗良	八束郡鹿島町佐陀本郷 一三六一一一〇	宗内コトミ	若佐 俊之	永江美紀子 こむろ寿明を支持する会	土井 郁夫	山尾 秀治
一	平田市国富町七一六一	石田 博三	桑谷 力	白石 主保	佐原 照久	中西 勇 こむろ寿明後援会	矢田貝弘人	加納 詒

水野澄郎後援会	林晃弘の政治的活動を支援する会	橋本厚を囲む会	加藤和憲後援会	名 称	解 散 年 月 日
平成十四年十一月三十日	平成十四年十月十五日	平成十三年十二月二十五日	平成十三年十二月二十五日	島根県選挙管理委員会委員長 津田和美	一 その他の政治団体
				島根県選挙管理委員会委員長 津田和美	平成十四年十一月二十七日

**島根県選挙管理委員会告示第四十三号**  
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定に基づき解散の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同法第十七条第三項の規定により示する。

平成十四年十一月二十七日

いしばし良治後援会 会計責任者	代表者 森上秀雄	主たる事務所の所在地 邑智郡石見町大字矢上三九〇四	犬山春江後援会 代表者 犬山喜代子	主たる事務所の所在地 邑智郡石見町大字矢上九四九一一	犬山京治
	代表者 大隅誠元	主たる事務所の所在地 邑智郡石見町大字矢上九四九一一			

**島根県選挙管理委員会告示第四十四号**  
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第二項の規定に基づき届出のあった資金管理団体は次のとおりであったので、同法第十九条の二第一項の規定により告示する。

平成十四年十一月二十七日

島根県選挙管理委員会委員長 津田和美

届出をした者 の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の地 所 在 地	代表者の 姓 名
三浦 美穂	議員	浜田市議会	浜田市生湯町一六三	三浦 美穂
三浦みほ後援会			五十四七	
板倉 一郎	議員	出雲市議会	出雲市渡橋町一一一	板倉 一郎
多々納剛人	議員	(育川会)	出雲市武志町七五	多々納剛人
			七一	
			板倉 一郎	

**島根県選挙管理委員会告示第四十五号**

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第三項の規定に基づき指定の取消しの届出のあった資金管理団体は次のとおりであったので、同法第十九条の二第一項の規定により告示する。

平成十四年十一月二十七日

島根県選挙管理委員会委員長 津田和美

小立博巳後援会	平成十二年三月三十一日
---------	-------------

ページ  
八  
下段

始めから六  
行

平成十二年  
誤

正

平成十四年十一月二十九日付け島根県報第一、四二四号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

林晃弘	届出をした者の氏名
議員 益田市議会	公職の種類
林晃弘の政治的活動を支援する会	資金管理団体の名称
六一三 益田市あけぼの本町	主たる事務所の所在地
林晃弘	氏代表者の名

平成14年12月27日

島根県報

第1,432号 (20)

平成十四年十一月二十七日印刷

発行者

島

根

県

印發行所  
松江市学園南町  
松島陽根印刷所  
所長

定価一箇月  
金一千四百二十円  
(送料共)

毎週火・金曜日発行